昭和区
九条の会たより

憲法を活用し、21世紀の日本と世界から
戦争をなくし、豊かにしよう！
昭和区九条の会
2026年11月9日　第231号(11・12月合併号)
発行連絡先:昭和区九条の会事務所(新婦人事務所内)
HP: https://showa9.nagoya/

〒466-0006 昭和区北山町3-28アイレック北山101 fax:741-3558 tel:090-3153-7855 (馬渕)

フィリピンの子どもたちと平和を考える
ー　「おかちゃんとピース」を読んで　ー

「おかちゃんとピース」は、東邦高校平和実行委員会の生徒さんが、名古屋空襲体験者の大先輩から聞いた話を基に、文章と絵を制作した絵本です。

フィリピンの子どもたちのための学校、国際子ども学校で、子どもたちと「おかちゃんとピース」を朗読し、平和について考える時間を持ちました。



国際子ども学校には現在、小学校高学年から高校生年令の子どもたちが在籍しています。名古屋空襲のあった三菱重工名古屋工場は名古屋市東区にあり、学校やみんなが住んでいる地域から遠くないことを地図で確認しました。そして、日本語と英語で書かれている文章を順に朗読した後、感想や考えたこと、印象に残ったところを、それぞれ得意な言語で書いてもらいました。

フィリピンはアジア太平洋戦争時に日本軍が侵攻し、多くの一般市民が犠牲になり植民地となった歴史があります。思った以上に子どもたちは興味をもって熱心に取り組んでくれ、戦争が何をもたらすのか、平和であるために何が必要なのかなど、子どもたちの考えを知る良いきっかけになりました。



子どもたちの感想の一部を紹介します。

✩戦争が私たちにどんな影響を及ぼすのかを教えてくれました。

✩多くの人たちが、家族を守るため、または国のために戦い死にました。お互いを理解するために戦争は必要ではなく、話し合いこそが最善の方法だと気づかせてくれました。

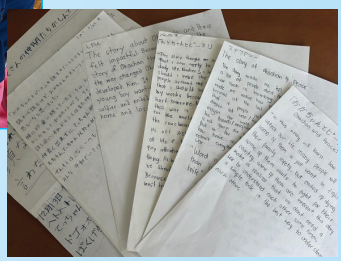
✩コミュニケーションの大切さに気づかせてくれました。もし戦争をしなければ、おかちゃんの友人や隣人たちは死ぬことはなかったでしょう。

✩世界の平和のために、戦争は解決策ではないことを教えてくれました。

小川けいこ（会員／国際子ども学校ボランティア教師）







特集・九条の会運動の「三層構造」とは？
小林武さんインタビュー<ダイジェスト>

● 先生は「私たちの九条の会の運動」の始めの所に、中学校の恩師から影響を受けたと紹介されています。それは、どんなものでしょうか？

小林　僕は1941年生まれで、中学生になったのが1952年、当時の先生には、戦争に出征した方が数多かったですね。僕の先生も中国から復員した方で、生徒の人気が抜群で、楽しい中学時代を過ごしました。この先生が話してくださったのですが、復員で中国から帰ってくる船の中で日本の新しい憲法のことを知った、そして９条を読んで泣いた、号泣したというのです。そして、先生のように人生と憲法を結びつけて考える世代がいなくなったら、憲法は捨てられる、変えられるのだと…。その通りに今、動こうとしている、これを九条の会の運動で止めたいと皆さんにお伝えしたいのです。

● 先生は、九条の会の運動を三層構造で広がりをとらえるという提起をされています。
Ⅰ、そもそも自衛隊は、9条2項の禁じる「戦力」にあたり、違憲。駐留米軍も同様。
Ⅱ、自衛隊は、専守防衛の存在である限りで憲法上認められるが、9条は堅持されなければならない。
Ⅲ、安保法制により集団的自衛権の行使が限定的に容認されたが、それがフルスペックなものでない限りで、自衛隊をなお合憲と認めてよい。9条が堅持されるべきことは、より必要となった。
**　このⅠというのは、九条の会に結びついている人たちの多くが賛同する考えだと思います。これに対してⅡというのは、私たちはどのように考えれば良いのでしょうか？**

小林　これは**「専守防衛論」**です。日本国憲法が施行されたけれども、その後の状況が変わって、政府は自衛隊を持つようになった。これは侵略されたときに日本を守るためのものであって、あくまでも自衛のための実力ですと政府は説明します。これを支持するという人は数多いですね。多くの人は自衛隊があっても、9条があるのだから専守防衛にとどまるのだと考えている。そういう人たちとも、9条を大切にしようという点で団結できると思うのです。



● 専守防衛というのは、もっぱら守るためだけの存在ということですか？

小林　そういうことです。例えば、ミサイルを持ったとしても長距離に届くものは持てない。さまざまな紛争に対応する船を持っても航空母艦は持てない。いろいろな武器があっても核兵器は持てない等々です。日本を守るため以上のものは持てないという考え方です。実際には、すでに日本は世界でも有数な軍事的な装備を持っているのですが、それでも９条の歯止めがあるという立場で、ⅠとⅡの人が一致できると思うのです。

● Ⅲについては「フルスペックなものでない限り」９条を堅持して自衛隊を合憲と認める、と書かれていますが、この理解が難しいのですが…

小林　Ⅰ、Ⅱ、Ⅲというのは運動の論理なのです。政府は、集団的自衛権の行使を容認するという、まったくひどい憲法解釈を打ち出した。集団的自衛権の行使を認めた安保法制というのは、11もの法律を組んで作り上げられたもので、非常に微妙なバランスの上に乗っているのです。「フルスペック」というのは、集団的自衛権の行使を目いっぱい認める。妨げるものなく、アメリカが戦争をやると日本は全面的に参戦できる…



● 自動的にということですね？

小林　そうです。でも安保法制には強い制約があります。日本国民の生命・自由・幸福追求の権利が根底から脅かされるとき、つまり我々の存立が根底からくつがえるような状態になったときに、という強い制約です。変な論理、ありえない論理です。そういう条件を満たした集団的自衛権の行使は、現実には、ほとんど不可能だと思われます。安保法制違憲訴訟の仙台高裁判決は、安保法制をつぶさに見れば、日本が実際に武力行使できることはないような厳しい条件を付けていると、判断しました。僕は、こうした見方をギリギリ頼りにしたいと思っている。９条の制約があってこそ、フルスペックの行使を止めることができる。９条は大切なのだという人を増やしていけるのではないかと期待するのです。

● 先生は１４年にもわたり沖縄に居住され、研究や運動に参加されてこられましたが、オール沖縄の活動の中に、私たち九条の会が、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの幅広い人々が手を結んで運動を広げるために、参考になることはあるでしょうか？

小林　オール沖縄の結束は３つの点にあります。Ⅰは普天間基地の返還。２は辺野古の基地建設について、賛成・反対ではなくて沖縄にはつくらせない。３はオスプレイの配備反対です。ここには、安保条約という言葉は出ていませんし、地位協定も出ていない。これを言い出した翁長雄志さんは「腹六分目」と言っている。八分目では要求が高い、六分目で互いに辛抱しよう。それならば沖縄の自民党も団結できると言いましたし、実際にも、そうなりました。翁長さんは、沖縄の自民党で中心に立っていた人ですね。九条の会の三層構造とは少し違うのですが、大いに共通点もある、知恵のある沖縄の運動づくりです。

● 異なる考えの人々との結びつきを広げる上で、オール沖縄に多くのことが学べると思います。ありがとうございました。

■この話題は、皆さんの関心も高いと思われることから、4ページ増ページとして、急きょインタビュー全文を掲載することにしました。ご覧ください。

第8回　丘と坂のまち　平和のつどい

川名・丘と坂のまち九条の会の“平和のつどい”が前号で紹介しましたように１０月１７日に開かれました。

落語では笑いがあふれ、アカペラで心豊かになり、楽しいひと時を過ごすことができました。

絵本・戦争のつくりかたのDVDを見て、また憲法前文の話を聞いて感想を出し合いました。学生さんからもこれまで思ってきたことや今回気づいたことなど積極的に発言があり、平和を大切にすることを若い人たちと共に考え語り合うことができた交流会でした。

出演学生を合わせて２９人が集い、幅広い世代の参加者が、平和について話すことの大切さを共感し合ったつどいになりました。



九条の会運動の「三層構造」とは？

昭和区九条の会2026年期総会での提起について

小林武先生インタビュー<全文>

10月５日、昭和区九条の会2026年期総会の講演で、小林武さん（昭和区九条の会代表世話人・沖縄大学客員教授）が提起された九条の会の「三層構造」について、小林さん宅を訪問してインタビューしました。訪問したのは、事務局4名です。この記録は、そのインタビューの内容をメモに基づいてまとめたもので、文責は事務局にあります。

«九条の会の「三層構造」の提起»

Ⅰ、そもそも自衛隊は、９条２項の禁じる「戦力」にあたり、違憲。駐留米軍も同様。

Ⅱ、自衛隊は、専守防衛の存在である限りで憲法上認められるが、９条は堅持されなければならない。

Ⅲ、安保法制により集団的自衛権の行使が限定的に容認されたが、それがフルスペックなものでない限りで、自衛隊をなお合憲と認めてよい。９条が堅持されるべきことは、より必要となった。

▶先日の総会の講演の終盤の部分で、小林先生は「私たちの九条の会の活動」のあり方の提案として、「三層構造」という提起をされてみえます。この「三層構造」というところが、時間不足ということもあって、参加者の方には十分に理解できなかった、重要な提起をされているようなので、説明を補足してほしいということになりました。

小林　よくわかりました。

＝中学校の恩師との思い出から＝

▶先生は、九条の会の運動を語る上で、中学校の恩師との思い出をお持ちとのことですが、そのエピソードを紹介いただけますか？

小林　僕は1941年生まれです。太平洋戦争が始まった年です。そして中学生になったのが1952年、戦争が終わって7年しかたっていない時期ですね。その当時の学校の先生には、戦争に出征して日本に帰ってきた方が数多かったですね。僕の先生も中国から復員した国語の先生で、魯迅を教えてくれるんですね、当時の僕には十分に理解ができませんでしたが、男子にも女子にも人気が抜群で、楽しい中学時代を過ごしました。この先生が話してくださったのですが、先生は復員で中国から帰ってくる船の中で日本の新しい憲法のことを知った、そして9条を読んで泣いた、号泣したというのです。でもね、自分たちの年代が死んでしまったら、支配勢力たちは、それを待って憲法を変えるぞと言われました。つまり、その先生のように人生と憲法を結びつけて考える世代がいなくなったら、憲法は変えられる。その通りに今、動こうとしている、これを九条の会の運動で止めたいと皆さんに、まずお伝えしたかったのです。

＝自衛隊を支持する人たちとも団結できます＝

▶先生は、九条の会の運動について、三層構造で広がりをとらえるという提起をされています。

このⅠというのは、私たち九条の会に結びついている人たちの多くが賛同する考えだと思います。これに対してⅡというのは、どう違っていて、私たちはどのように考えれば良いのでしょうか？

小林　これは**「専守防衛論」**です。日本国憲法が施行されたけれども、その後の状況が変わって、政府は自衛隊を持つようになった。これは侵略されたときに日本を守るためのものであって、あくまでも自衛のための実力ですと政府は説明します。軍隊だとは言わない、憲法違反になるから。防衛のためにだけ存在しているのだから、その限りでは認められるという考え方は広く浸透していて、それを支持するという人は数多いですね。でも多くの人は自衛隊があっても、９条があるのだから専守防衛にとどまるのだと考えている。９条があるから、野蛮な軍隊ではなくて穏やかな存在でいる、やはり憲法９条は大切だと考えているし、そういう人たちとは９条を大切にしようという点で団結できると思うのです。

▶専守防衛というのが、よくわからなくって、もっぱら守るためだけの存在ということですか？

小林　そういうことです。例えば、ミサイルを持ったとしても長距離に届くものは持てない。さまざまな紛争に対応する船を持っても、航空母艦は持てない。いろいろな武器があっても核兵器は持てない、等々ですね。日本を守るためのもの以上のものは持てないという考え方です。実際には、すでに日本は世界でも有数な軍事的な装備を持っているのですが、それでも９条の歯止めがあるということは、９条を守ろうという立場でⅠとⅡの人が一致できると思うのですが、あまりストンとは入りませんか？

▶入らないです。だって、あらゆる戦力を持たない、丸裸になっても心配ないということで憲法が出発したはずが、変わってしまっている。９条は戦力を持たないと言っている。陸海空、一切の軍隊を持たないと言っているのですよね。

小林　それでも日本を守るための戦力は必要という考えの人は数多い。そして９条があるから歯止めとなって、自衛隊が侵略の軍隊となるのは止められるのだという理屈です。九条の会の運動は、そこまで手を広げていくことが必要ではないかと思っているのです。

＝多くの人が９条の力に期待しています＝

▶Ⅲについて「フルスペックなものでない限り」９条

を堅持して自衛隊を合憲と認める、と書かれていますが、この理解が難しいし、納得がいかないなあという皆さんからの声が強いのですが…

小林　そうでしょうね。このⅠ、Ⅱ、Ⅲという階層構造というのは、実践的な必要性から導き出したものなのです。すごく苦労しているのです。これは運動の論理なのです。政府は、集団的自衛権の行使を容認するという、まったくひどい憲法解釈を打ち出した。それでも九条の会の運動としては、集団的自衛権の行使を認めるという人たちとも、９条を守ろうという立場で団結する余地がある。なぜ、そう言えるかというと、集団的自衛権の行使を認めたという安保法制というのは、11もの法律を組んで作り上げられたもので、非常に微妙なバランスの上に乗っているのです。「フルスペック」というのは、集団的自衛権の行使を目いっぱい認める。妨げるものなく、アメリカが戦争をやると日本は全面的に参戦できる…

▶自動的にということですね？

小林　そうです。フルスペックには制約がありません。でも安保法制には強い制約があります。日本国民の生命・自由・幸福追求の権利が根底から脅かされるとき、つまり我々の存立が根底からくつがえるような事態になったときという強い制約です。変な論理、ありえない論理です。そういう条件を満たした集団的自衛権の行使は、現実には、ほとんど不可能だと思われます。安保法制違憲訴訟が全国20の裁判所で起こされて、憲法違反の判断を求める点では、全部で負けましたが、仙台高等裁判所は、安保法制の11の法律をつぶさに見れば、日本が実際に武力行使できることはないような厳しい条件が付いている、だから合憲と言っています。僕は、こうした見方をギリギリ頼りにしたいと思っている。9条の制約があってこそ、フルスペックの行使を止めることができる。9条は大切なのだという人を増やしていけるのではないかと期待するのです。

▶先生の講演のレジュメには「９条があってこそ戦争への動きを阻み、真に平和を守ることができると説きたいのだが…」と書かれています。この「だが…」に、小林先生の苦労が表されているのかと思います。

小林　僕は、Ⅰの立場に立っています。しかしⅡの立場の人たちとも団結する。Ⅲの立場については、とても微妙ですよね。日本は攻撃されていないのに、日本の同盟国、それはアメリカなのですが、アメリカが戦争をすれば日本も加わっていくのだと考える人とは、手を組めないと思います。けれども、ここは運動の論理ですよ。認識の論理としては、僕はⅠから１ミリも動かないですが、運動の論理として、政府が、ⅠからⅡ、そして**集団的自衛権行使容認**の立場へと日本を導こうとしている。それに対して９条の力で歯止めをかけようという人たち、そういう人たちにも九条の会の結びつきを広げていきたいと思うのです。僕は、九条の会の方針を立てて指導していく立場ではないですから、九条の会の一員として自分の考えを述べているのです。

＝オール沖縄の知恵のある運動に学んで＝

▶先生は14年にもわたり、沖縄に居を移され、研究や運動に参加されてこられましたが、オール沖縄の活動の中に、私たち九条の会の活動、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの幅広い人々が手を結んで運動を広げる上で参考になることはあるでしょうか？

小林　私の言う「三層構造」とオール沖縄の論理は、同じではありませんが、私なりの沖縄での経験をお話しします。オール沖縄の結束は３つの点にあります。１つ目は、普天間基地の返還。２つ目は、辺野古に米軍が新しくつくろうとしている海辺の基地建設について、賛成・反対ではなくて沖縄にはつくらせない。そして３つ目に、オスプレイの配備反対です。今ではオスプレイは配備されていますが、2012年当時は、配備するかさせないかが大きな争点でした。ここには、安保条約という言葉は出ていませんし、安保条約６条に基づいて米軍基地を運用している地位協定という言葉も出ていない。これらは革新統一のスローガンにはなるけれども、保守革新を問わないオール沖縄では、安保も地位協定も出さない。当時、これを言い出した翁長雄志さんは「腹六分目」と言っている。八分目では要求が高い、六分目で互いに辛抱しよう。それならば沖縄の自民党も団結できると言いましたし、実際にも、そうなりました。翁長さんは、沖縄の自民党で中心に立っていた人ですね。私の言う三層構造とは少し違うのですが、大いに共通点もある、知恵のある沖縄の運動づくりです。

▶一部の公明党などは、9条は残して、自衛隊の存在を書き加えるという、加憲の考えを出していますが、これなどは…

小林　それは違います。**加憲論**は、9条の次に9条の2という条文で自衛隊を保持すると書くというもので、自衛隊明記論です。法律の世界では、後から加えたものが前の条文より優先します。9条の制約が死んでしまうものです。それは9条を守る仲間には入らないと考えます。

▶Ⅲの層というのは、とても微妙で慎重な判断を要するものなのですね…

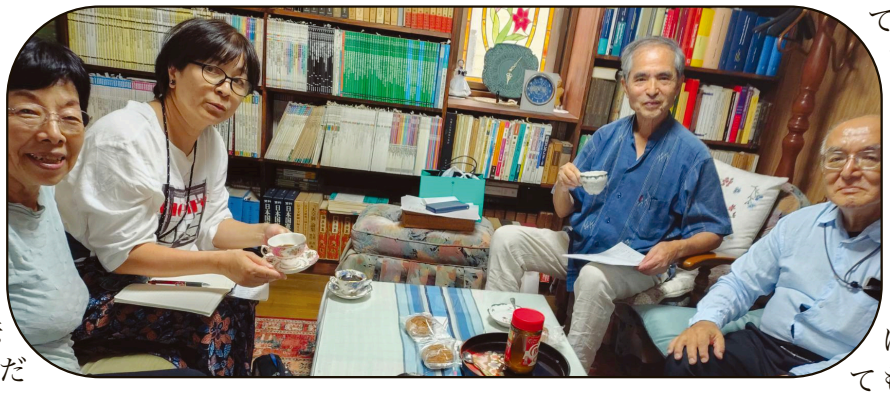
小林　そうですね。Ⅲの層との結びつきを広げるというのには、広く皆さんの反対や戸惑いがあるのが当然と思います。でも、こんな場合もあるのです。僕がある自衛隊基地内の博物館を見学に訪ねた時、その施設の館長の立場にある50代半ばくらいの方に、自分は自衛隊を違憲だと考える憲法研究者だということを明らかにした上で、国会で論議されている安保法制についてお聞きしたことがあります。するとその方は「私は、日本という祖国を守るために自衛隊に入っている。アメリカを守るために命を失いたくはない。だから安保法制には反対です」「私の世代の自衛官には、

同じ考えの者もたくさんいるのです」と話してくださいました。だから安保法制に賛成であっても、自身は自衛隊員であっても、9条の制約が大事なのだ、9条を守りたいという人たちは数多くいる。そういう方たちも仲間になりえると考えるのです。繰り返しになりますが、運動論として、僕は9条を守る人たちをどう広げていくのかを考えて、こんなことを言っています。時代がもっと悪くなって、権力者たちが、もっと厳しい9条に対する方針を進もうとするかも知れない。それでも、9条を守ろうという人々がいると思うし、できるだけ広く、だから第Ⅳ層との結びつきだって考えていきたいと思います。

＝必要なのは国民の運動を広げることです＝

▶フルスペックの集団自衛権の行使には、厳しい制約が付されたとのことですが、それでも日本が戦争に加担することはないという安心はありません。

小林　どれだけ縛りをつけても、軍の論理は「必要性の論理」です。



▶手段を選ばない…

小林　そうです。必要がないときは、ゆとりを示して民衆に近づくけれども、必要とあれば平然と殺傷行為をします。だから安保法制には厳格な法の縛りがあるのですが、だからといっても必要性の論理は、法の縛りを乗り越える。だから運動の広がりが必要なのですよ。軍の論理に縛りをかけるものは、国民の力量、民衆の運動なのです。ですから絶えず我々は、9条を守る力を大きくしていく、そう僕は考えます。

▶昭和区を選挙区に含む愛知３区の前衆院議員である近藤昭一さんが最近の週刊誌に手記を載せていまして、次の選挙ではリベラルの旗を明確にしていくと宣言されています。憲法の平和主義、民主主義、人権を守る立場と言っています。例えば、近藤さんに９条を守る立場を明らかにするように求める取り組みは運動になるのではないかと思います。また、ロシアの主として軍事面の研究者としてマスコミにも登場する小泉悠さんが、九条の会での講演録を出版されています。ⅡやⅢの立場の人と結びつきを広げていくことは、新しい可能性を広げていくことでもあると思います。

小林　僕は同感です。三層構造というのは、自分の立場は変えなくていいのです。僕はⅠの立場を絶対に変えません。自衛隊の問題にせよ、米軍の駐留の問題にせよ、違憲だという立場で発言をします。大事なのは、Ⅰの人もⅡの立場で９条を守るという人を受け入れるということです。Ⅱの立場の人も、Ⅰの立場で９条を守る人を受け入れる、統一戦線というのは、そういう運動の論理です。ですから、近藤さんや小泉さんとも、憲法についての考え方が違っていても、9条を守る、9条を変えさせない、という点で一致していける人だと期待します。

＝世界に戦争は違法だという考えが広がっています＝

▶街頭で署名活動をしていると、比較的若い人の中に、9条を守るだけではだめです、平和を守るためには軍事力を増強しなくてはだめです、という人がいて、議論が平行線になります。また元自衛隊員だという人からは、敵基地攻撃というのは専守防衛です、日本を守るために先制攻撃をするのです、とまで主張されて困惑しました。

小林　最近は、侵略を防ぐために軍事に頼らなければいけないのでは、という意見が多いですね。ロシアがウクライナへの侵略を始めた時、僕は沖縄にいました。沖縄の修道院の人たちに招かれて憲法の話をしたのですが、質問の時間になると「もしも侵略されたら、どのようにするのですか」という質問ばかりが出ました。日本ではウクライナのようなことは、ありえないし、ウクライナと一緒にしてはならない、と答えても納得してもらえない。「それでも、もしも侵略されたらと私たちは言っているのです」と問いかけて来る。だから僕は、自分の考えを改めて整理して公にしました。僕は、日本が侵略を受けても反撃はしない。専守防衛の武力も使わない。政府は、自衛隊を発動させるでしょうが、それには我々主権者は協力しない。侵略者、占領軍に対しては非暴力の抵抗を続ける。そして侵略者を孤立させる。これが憲法に最も合致するし、一番賢いやり方だと思うのです。憲法は、そうした精神から出発しているのだと思います。幣原喜重郎が言っていることですが、世界が一斉にはできなくても、日本が世界に率先して、一切の武力行使をやめるのがよい。それは「お花畑」だと、よく言われますが、それこそが祖国を守り、世界の平和をもたらすことになります。

▶防衛という言葉について思うのですが、ロシアはネオナチからの攻撃を防衛するために戦争をすると言った。太平洋戦争でも、日本は絶対的国防圏を守るため、そしてアジアの人々を欧米の支配から解放するためと言って戦争を広げた。専守防衛だからといっても、結局は、戦争は防ぐことはできない。人間は、戦国時代のように国と国がぶつかり合って争う、トランプを見ていてもそうで、それでも自衛だ、防衛だというのは、しょせんは誤魔化しなのではないかと気が重くなります…

小林　それは、世界史的には**戦争が違法なものと考えられるようになった**からです。戦国の世ならば、戦争は悪いことではなかった。むしろ自分たちの利益を広げるためには、大いに戦争が奨励され、相手を倒すこ

とが手柄だった。けれども今は国際的に、戦争、特に侵略戦争は違法なものであるとの認識広がっていて、戦争を起こそうとする国は、この戦争は防衛のため、自衛のためですと理屈をつけないと、始められなくなっている。

▶戦争の違法化というのは、第一次世界大戦の頃から、飛行機だ、戦車だ、爆弾だ、毒ガスだと、大勢の人が死傷する、兵士ではない市民が巻き込まれ、街が破壊される、その最大のものが核兵器なので、それらを国際的に規制しようという考えと取り組みが広がってきたということですね。

▶イスラエルでもイランでも、やられたらやり返すのだと、街宣で話す人の中には、やっぱり人間は争いが好きなんで、それは止められんわなあという人もいる…

小林　それでも人類は、少しずつでも進歩をしている。例えば**国連憲章で戦争が許されるのは、自国が攻められた時と、国連の理事会で承認した時だけ**という原則を持っているわけです。ロシアのウクライナ侵略は、国際法で違法なのです。アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃は、国際法では違法です。これは大切なことです。愛知県出身の赤根智子さんが代表者であるICC=国際刑事裁判所が、ジェノサイド、侵略による大量殺傷について、法の手続きで乗り出す、というところまで来ているのです。ネタニヤフやプーチンやトランプが、平気で法を超えようとしていますが、それに日本が同調して許す訳にはいかないと思います。

▶それと最近では、無人機等で、攻め込む側の兵士は死なないで、相手側の大量殺傷、破壊が進められる。こういう状況を止めないといけませんね。

小林　その通りです。人間の存在を無視した兵器が生み出され、使われている。だからこそ、軍事に軍事で対抗するというのは間違っているのです。「あなた方は９条を唱えていれば平和が実現すると言うのか」と、よく言われます。でも９条論者は、どうしたらよいのか苦悩しているのです。苦悩が大きいからこそ、大きな団結を求める。三層構造という考えは、そういうところから出ているのです。

＝次の世代にも学びと運動を引き継いで＝

▶三層構造の理解を深めることで、異なる考えの人々との結びつきを広げるという話をしてきました。もう一つの私たちの運動の悩みとして、世代継承の問題があります。私たちの組織と運動も、メンバーが高齢化してきて、次の世代とどうつながるのか、どう活動をつなげていくのかという課題が浮かんでいます。これについてもオール沖縄からのヒントがいただけないでしょうか？

小林　沖縄知事選挙で当選された古謝玄太さんは、本土の自民党の流れに乗った方です。1983年の生まれなので、沖縄の返還の10年も後に生まれ育った方です。若さについては、いろいろな評価があり得ますが、沖縄らしさがない。非常に優秀な官僚ですよ。先ほども紹介したように、オール沖縄は沖縄自民党も含めて手を結んでいる。沖縄自民党というのは、自民党沖縄県支部のことですが、本土の自民党とは一定の距離をとる。自民党だから辺野古の基地づくりには反対しませんが、必ず条件を付ける。使用年限を何年間と限るとか、陸地から離れた沖合につくってくれとか、ギリギリの沖縄としての抵抗をするのです。ところが古謝玄太という青年は、エリート官僚の立場で自民党に対している。沖縄の世代論には、そういう問題があります。でも、もう一つの世代論としては、僕は沖縄で無料の憲法教室を開いていましたが、若い人がたくさん来ます。大学に行って憲法を学ぶという機会がなかった人を対象に開いてましたが、年代としては働き盛りの中年の人たちですね。現役で働いている人たちです。

▶すごいですね。私が今日、ここに来られたのは、求職中で働いてないからです。フルタイムで働いていたら、とても参加できません。

小林　土曜日にやってましたから、学ぶ意識がある人たちがやって来る。そういう中で憲法を学ぶと、学習にとどまらない。運動にも目が向いていく。昨日も米兵が日本女性を殺害した事件が報道されましたが、そういう出来事はずっと続いている。オスプレイや米軍ヘリが、装備や備品をいい加減に着けたままに飛行しているので、空からネジや部品や大きな窓枠までが落ちてくる。保育園や小学校の子どもたちのいる場所に落ちるから危険です。それで宜野湾市で「平和な空を守る条例」をつくろうという運動が始まりました。「空から落ちてくるは、雨と太陽の光だけ」にしようということで、僕も法律家として条例案作りで参加しました。市議会の評決で負けましたが、若い人たちと住民運動ができたのです。

▶沖縄の苦難と学ぶ意欲が結びつきましたね。

小林　そうです。名古屋の場合には、いろいろな団体と運動があって、簡単には結びつかないのかもしれませんが、学ぶというのは人を動かすのだと思います。

▶今日ここに来れたから、私、退職していてよかったなあと思います。学ぶことをしないと、与えられたことをやってるだけになる。変わっていかなければと思いました。

▶街中に行くと若い人がいっぱいいる。その人たちと手をつなぐためには、９条のことだけでなく、若い人を苦しめている日常の問題とつなげて、語れるようになりたいと思います。

▶小林先生が毎月やられている無料憲法講座の参加も含めて、若い人、働き盛りの人を巻き込んだ憲法学習を昭和区にも広げていきたいと思います。

小林　小さな集いでもいいので、機会があれば声をかけてください。

▶ありがとうございました。

平和のともしびウォークに参加しましょう！



今から85年前の12月8日、日本が太平洋戦争を始めました。
それから、日本では310万人、アジアでは2,000万人もの犠牲者を出しました。今、ウクライナ、パレスチナ、イランなどでは、何の罪もない子どもたちを含む人々が、相次ぐ空爆に命を絶たれ、傷つき、恐怖のトラウマに怯えています。戦争は、人間が起こす絶対悪です。これ以上、戦争により殺し、殺されないよう声をあげましょう。

12月8日は、その声とともに「ともしび」を持って、天神町公園から今池西公園までウオークしましょう。途中からの参加も大歓迎です。





○１２月８日（火）天神町公園集合
（地下鉄御器所駅４番出口から南へ徒歩３分）
午後５時４０分集合→６時１０分出発

※詳しくは、「平和のともしびウオーク」チラシをご覧ください。

平和がいいな昭和区の会

平和がいいな昭和区の会映画自主上映会
はだしのゲン
(劇場映画版)
日時：2026年12月16日(水)
18:30～
場所：昭和文化小劇場(川名公園内)
参加費：1,000円(高校生以下無料)



原爆被害の実相を描いたコミックとして全国の子どもたちに平和教育の役割を果たしてきた「はだしのゲン」の実写映画版です。ぜひご覧ください。

九条の会スーパー前宣伝&署名

•11月 9日(月) いりなかバロー前	10：30～11：00
•11月16日(月) 桜山交差点	12：00～12：30
•11月21日(土) 興正寺マルシェ前	10：30～11：00
•11月29日(日) スーパーヤマナカ前	10：30～11：00
•12月 9日(水) 御器所交差点	12：00～12：30
•12月16日(水) 桜山交差点	12：00～12：30
•12月21日(月) 興正寺マルシェ前	10：30～11：00
•12月29日(火) 八事イオン前	10：30～11：00

※雨天時は中止とします。

心をうるおす絵本50選

大人こそ絵本を読もう　大門　みきし著

自称「絵本伝道師」の著者がそれぞれの作品が生まれた背景や作者の思いを重ねながら出会った多くの絵本を紹介しています。所々にちりばめられたコラムから我が子を膝に抱いて読み聞かせていた頃の「心地よい温もり」の思い出や「今日の抱っこは今日のうちにしてあげよう！」と子育て中のパパやママ向けのメッセージも伝わってきます。大門さんが母親への思いを書いたスライド絵本「夕暮れも街へ」は涙を誘います。



（会員　F）

世話人会

11月19日(木), 12月17日(木)19時～20時半
高齢者就業支援センター4階(予定)
※会員の方は、どなたでも参加できます!

「何でも語ろう会」

会　場：昭和区長池町3-27 深田荘101号室
連絡先：「天元」鈴木さん(090-9170-5569)P有
参加費：1回300円/人
（どなたでも参加できます）
日　時：毎月第1・3土 午前10時～11時45分
(11/7(土)は「平和のつどい」のため中止)
11/21(土), 12/5(土), 12/19(土)

【編集後記】今年も残すところ2ヶ月あまり。ただいま「昭和区平和のつどい」の準備は佳境に入り、忙しくも期待に胸が膨らんでいます。このおたよりがみなさんの手元に届くのはちょうど開催日ごろでしょうか。多くの人がにぎやかに楽しみながら、「平和」であるために私たちにできることを考え、小さなことから行動に移したら、社会は少しずつ良い方向へ動くはず。
九条の会の活動は今後ますます必要になりそうです。ぜひ家族、お知り合いを会員にお誘いください。（0）